

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月28日 逗子市条例第7号</p> <p style="text-align: center;">〔注〕 昭和58年から改正経過を注記した。</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定により市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の給料その他の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">市長 月額 910,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">副市長 月額 755,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">教育長 月額 673,000円</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>3 通勤手当の月額は、逗子市職員給与条例(昭和31年逗子市条例第9号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらを「基準日」という。)にそれぞれ在職する市長等に対し、予算の範囲内において支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した市長等についても同様とす</p>	<p>○逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月28日 逗子市条例第7号</p> <p style="text-align: center;">〔注〕 昭和58年から改正経過を注記した。</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第3条 （略）</p>

る。

5 退職手当は、市長等が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

6 前項の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に市長等としての在職年数(当該年数に6月未満の端数があるときは、これを切り捨て、6月以上1年未満の端数があるときは、これを1年とする。ただし、その在職期間が1年未満のときは、これを1年とする。)を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の350

(2) 副市長 100分の260

(3) 教育長 100分の170

7 前項の規定による在職年数の計算は、市長等に就任した日の属する月から退職した日の属する月までとする。

8 市長等の退職手当は、任期ごとに支給する。

(旅費)

第4条 市長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給すべき旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項の旅費の額を定める場合において、鉄道賃にあつては運賃のほか急行料金及び座席指定料金(神奈川県内の旅行を除く。)とし、船賃にあつては運賃のほか座席指定料金とする。

4 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、船賃にあつては上級の運賃とする。

(準用規定)

第5条 前各条に定めるもののほか、市長等の給与及び旅費の支給については、給与条例、逗子市職員の退職手当に関する条例(昭和28年逗子市条例第5号)及

(旅費)

第4条 (略)

(準用規定)

第5条 (略)

び返子市職員の旅費に関する条例(昭和26年返子市条例第13号)の支給の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

(旅費の特例)

2 平成17年度に限り、第4条第2項の規定にかかわらず、日当を支給しない。

(平成25年度における給与の特例)

3 市長及び副市長に係る平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料の支給に当たっては、第2条に定める月額から同条に定める月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じる。

4 市長及び副市長に係る特例期間における第3条第2項の地域手当の支給に当たっては、手当の月額から手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じる。

(給与の特例)

5 平成29年12月1日に市長であった者の在職期間のうち、平成31年3月31日までの間における市長等の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、市長にあっては同条に規定する額からその100分の20(副市長にあっては100分の15、教育長にあっては100分の10)に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当(同条第4項に規定する期末手当(以下同じ。))の算出根拠となるものに限る。)、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。

(退職手当の不支給)

6 平成30年1月1日に市長及び副市長であった者の在職期間のうち、平成31年3月31日までの間における市長及び副市長の退職手当は、第3条第1項、第5項及び第8項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(旅費の特例)

2 (略)

(平成25年度における給与の特例)

3 (略)

4 (略)

(給与の特例)

5 (略)

(退職手当の不支給)

6 (略)

(給与の特例)

7 平成30年12月25日に市長であった者の在職期間のうち、平成31年3月31日までの間における市長等の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、市長にあっては同条に規定する額からその100分の50(副市長にあっては100分の15、教育長にあっては100分の10)に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当(同条第4項に規定する期末手当(以下同じ。))の算出根拠となるものに限る。)、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。

別表 (略)

別表